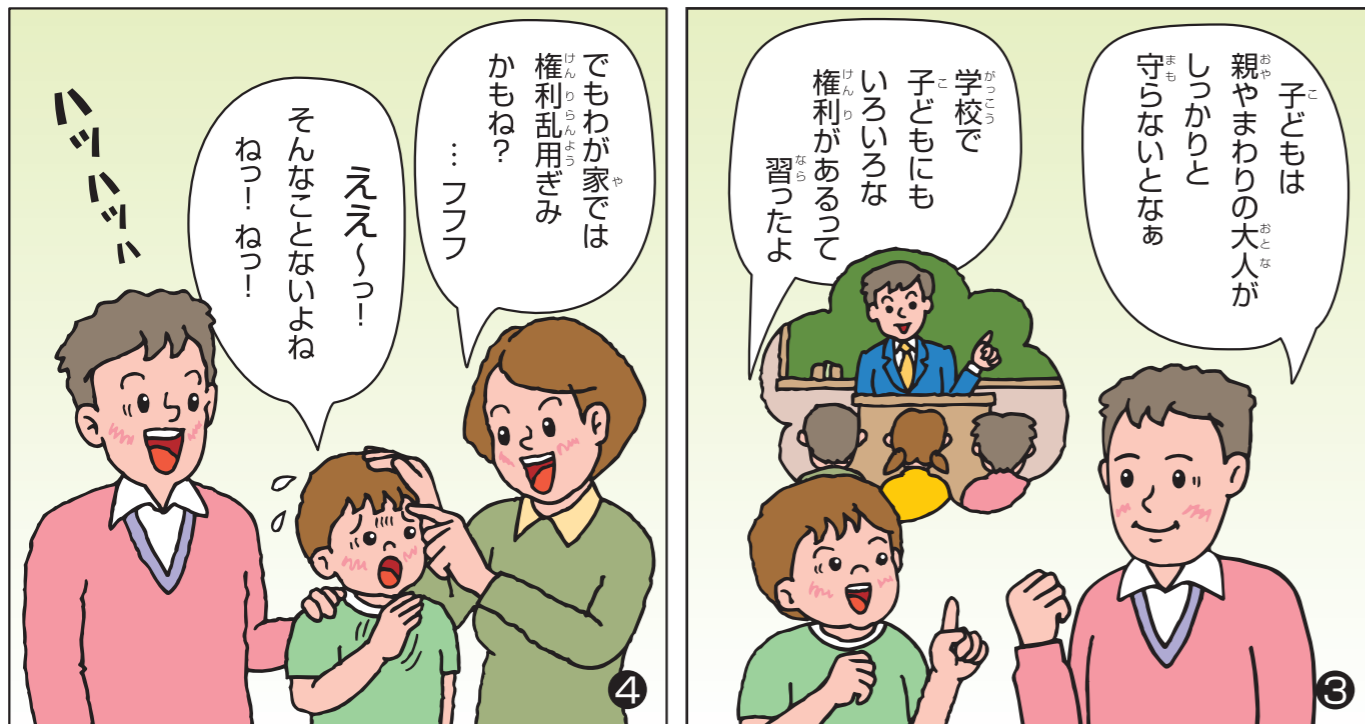
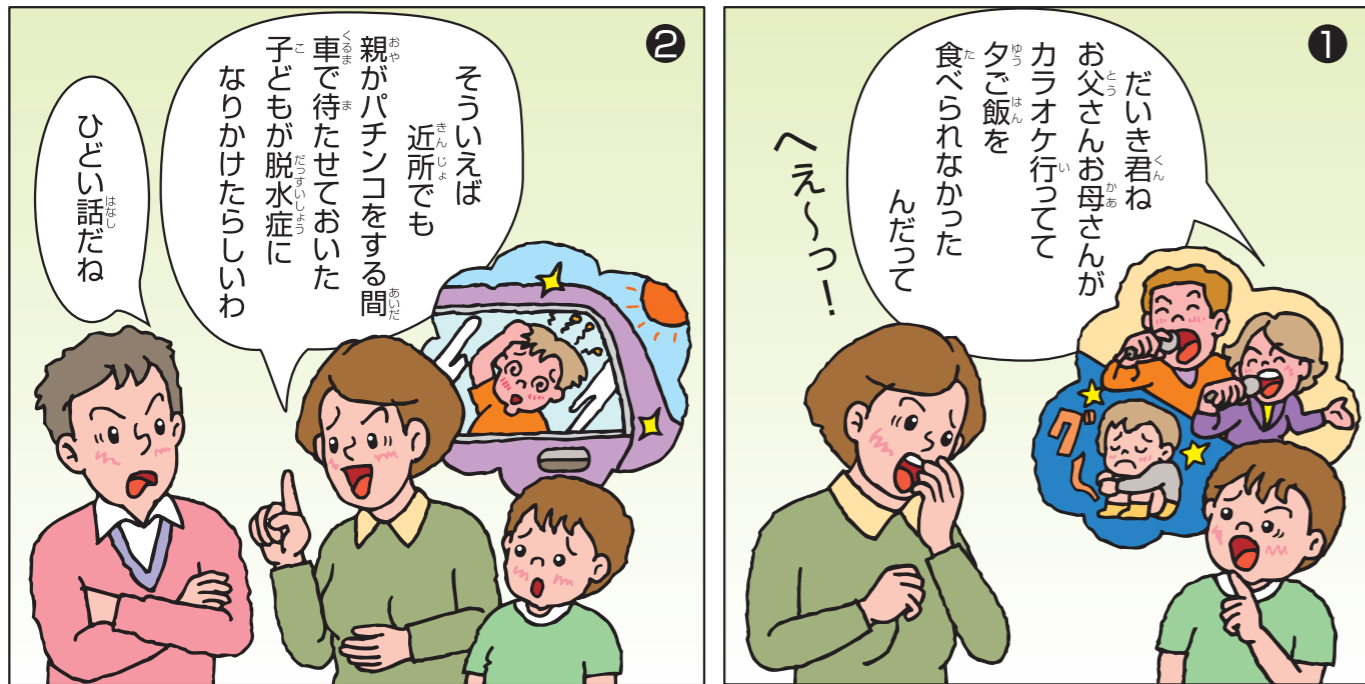




# 子どもを守るのは？



## 子どもにも保障される人権

人が人として生きる権利はすべての人が持っています。それは、大人でも子どもでも変わりはありません。しかし、虐待やいじめなど子どもをとりまく問題は、年々深刻化しています。世界中の子どもたちが一人の人として大切にされることをめざして、1989年（平成元年）に国際連合で「子どもの権利条約」が採択されました。この条約では、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることをめざしています。

## 子どもの権利に関するQ & A

Q 子どもの権利条約ではどんな権利が定められている？

- A
- 生きる権利
  - 守られる権利
  - 育つ権利
  - 参加する権利



Q 権利ばかり尊重すると、子どもがわがままになる？

A 権利だからといって、子どもの考えや意見を無制限に受け入れるのではなく、子どもの成長過程に応じた権利の行使ができるよう、大人が適切な指示や援助をすることが必要です。

## 子どもを虐待から守る

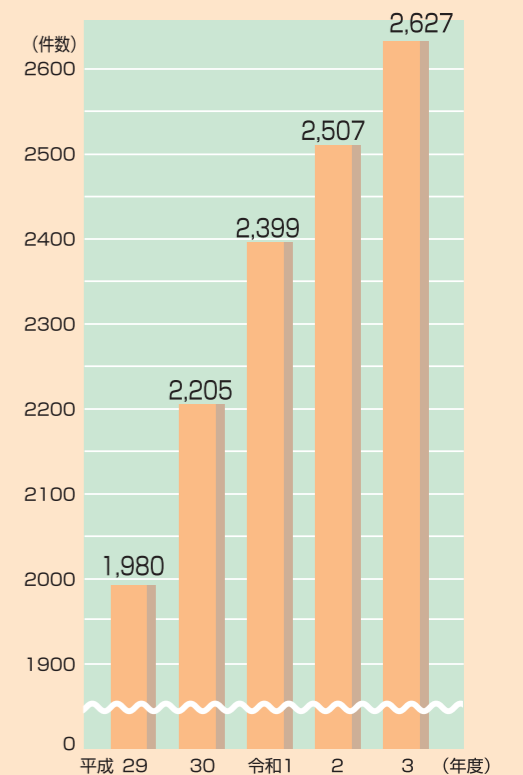
子どもに対する虐待は、子どもの人権を著しく侵害するもので、「こころ」と「からだ」に大きな傷を残し、子どもの将来に悪影響を及ぼしたり、最悪の場合には命を奪ってしまいます。早い時期に発見・対応することが大切です。

子どもに対する虐待相談は、増加傾向にあります。虐待には、4つのタイプがあります。

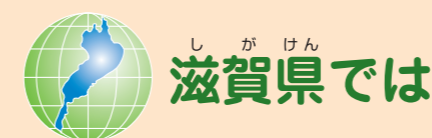
- ① 身体的虐待（なぐる、ける、やけどを負わせるなど）
- ② 性的虐待（性的行為の強要など）
- ③ 保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）  
（家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にするなど）
- ④ 心理的虐待（言葉によるおどし、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもが同居する家庭におけるドメスティック・バイオレンスなど）

虐待の問題の解決をめざし、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が2000年（平成12年）11月に施行されました。法律では、虐待を受けていると思われる子どもを見つけた場合には、だれもが最寄りの市町または子ども家庭相談センターへ「通告」しなければならないことが定められています。しかし何よりも、私たち一人ひとりが地域の中で声をかけるなど、子どもや家庭の様子の変化に早く気づくことによって、子どもを虐待から守ることが大切です。

児童虐待の相談件数  
(滋賀県域の子ども家庭相談センター受付分)



※上記の件数以外にも市町において相談を受け付けており、県と市町を合わせた相談件数全体としては、年々増えています。



子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、また子どもを安心して育てることのできる環境づくりをめざし、2006年（平成18年）4月に「滋賀県子ども条例」を施行しました。また、「滋賀県児童虐待防止計画」、(2007年（平成19年）6月策定、2020年（令和2年）3月最終改定）により、児童虐待防止のための総合的な取組を行っています。